

(お知らせ)

令和2年9月25日  
防 衛 省

## 再就職等規制違反行為について

防衛省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の2第1項(あっせん規制)の規定に違反する行為の疑いがあるとして、再就職等問題調査班及び防衛人事審議会再就職等監視分科会による調査を行った結果、法違反行為等が確認され、防衛人事審議会再就職等監視分科会において法違反行為が認定されました。

本日、違反者及び関係者への処分を行い、再発防止策を確実に実施することとし、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 1 事案概要  
別添1のとおり
- 2 処分量定  
別添2のとおり
- 3 処分年月日  
令和2年9月25日(金)

## 海上自衛隊における再就職等規制違反行為の概要

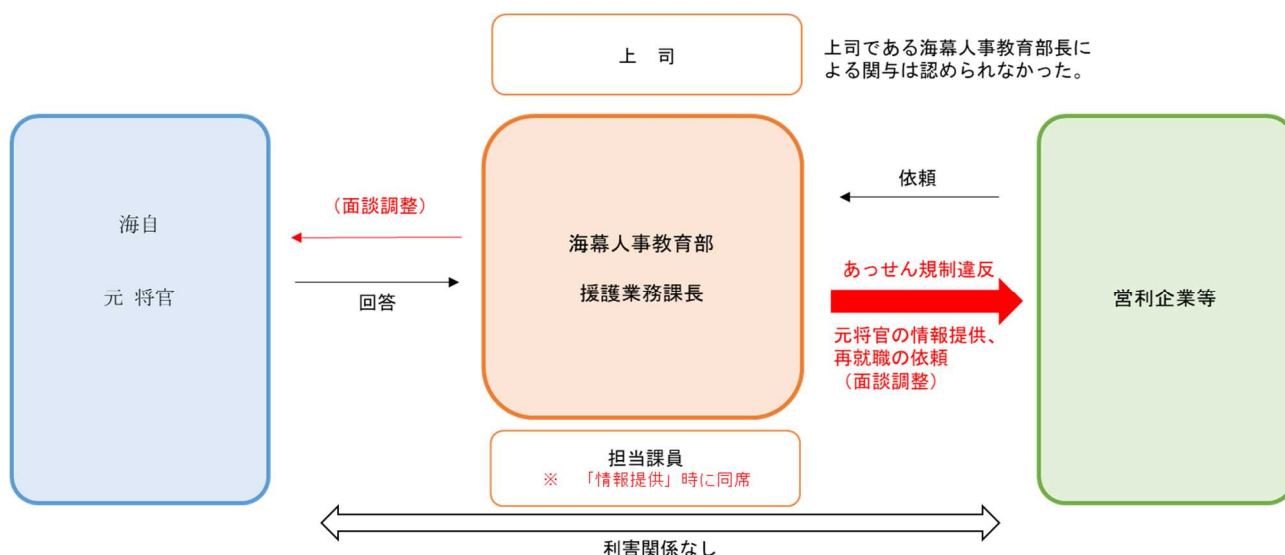
## 1 事案概要

陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課における再就職等規制違反の調査（令和2年7月14日公表）を契機に、海上自衛隊及び航空自衛隊における同様の違反行為の有無についての調査を実施してきたところ、前・海上幕僚監部人事教育部援護業務課長（以下、「援護業務課長」という。）が営利企業等に対して、元・将官に関する情報提供等を行った疑いが発覚したため、当該者及び関係者に対して聴取等を実施した結果、援護業務課長の再就職等規制違反に該当する行為が認められたもの。

## 2 違反行為

自衛隊法第65条の2第1項（あっせん規制違反）

援護業務課長による、同条によって規制される営利企業等への元・将官に関する情報提供行為及び再就職の依頼行為が認められた。



## 3 再発防止策

現在、本年7月14日に公表した陸上自衛隊における再就職等規制違反に対して講じた再発防止策を実施しているところ、引き続き、再就職等規制違反を根絶するための再発防止策を確実に実施する。

## 海上自衛隊における再就職等規制違反行為に係る 関係者の処分について

### 1 再就職のあっせん規制違反に係る処分(自衛隊法第65条の2違反)

- ・ 援護業務課長 減給 3 月 1 / 1 0

### 2 職務上の注意義務違反に係る処分

- ・ 援護業務課員 注意

### 3 指揮監督義務違反に係る処分

- ・ 人事教育部長 口頭注意